

# 第1章 プランの改定に当たって

## 1 プラン改定の経緯

本県においては、教育基本法及び「第2期教育振興基本計画（文部科学省）」に基づき、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第二次宮崎県教育振興基本計画<sup>\*1</sup>」を平成23年7月に策定しています（平成27年9月改定）。

本プランは、平成24年12月に「子ども一人一人の学びのニーズに応じた質の高い教育支援システムの構築」のための3つのビジョン、6つの施策の柱を基に、策定後10年間を計画期間とするプランとして策定しました。

これまで5年間、「第二次宮崎県教育振興基本計画」の具現化及び共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進のための施策を総合的かつ計画的に実施してきました。その結果、本県独自のエリアサポート体制<sup>\*2</sup>の構築や特別支援学校におけるキャリア教育の充実、早期からの障がい理解促進など、各分野で成果を挙げてきたところです。

本プラン策定後、「障害者の権利に関する条約<sup>\*3</sup>」への批准（平成26年1月）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律<sup>\*4</sup>」の施行（平成28年4月）、「発達障害者支援法」の改正（平成28年8月）等がありました。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画<sup>\*5</sup>」が発表（平成29年2月）され、「心のバリアフリー」の一層の充実が掲げられました。

平成29年3月に公示された小・中学校の学習指導要領では、特別支援学級在籍の児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画（以下「個別の教育支援計画等」という。）の作成・活用が義務付けられるなど、特別支援教育に関する更なる取組が推進されています。平成30年3月に公示された高等学校の学習指導要領においても、子どもたちの発達の支援として、通級による指導における個別の教育支援計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫等が明記されています。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック（2020年）、本県での国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭（2020年）、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会（2026年）を視野に入れた取組も求められています。

このような国の大きな動きと本県の新たに取り組むべき課題に対応するため、本プランの改定を行うこととしました。

プランの改定に当たっては、学識経験者や保護者代表、障がい者団体の代表等からなる策定委員会※<sup>6</sup>（平成28年度及び平成29年度）を設置し、今後の施策の在り方等について協議いただきました。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「小学校就学前教育・保育施設」という。）、小学校、中学校、県立学校の保護者及び管理職・職員、約5,600人を対象として、「特別支援教育に関するアンケート調査（平成29年度）」（以下「アンケート調査」という。）を実施するとともに、関係団体からの意見聴取やパブリックコメント（平成30年度）による意見募集により県民から広く意見を集めました。

## 2

### プランの性格及び役割

本プランは、「第二次宮崎県教育振興基本計画」（平成27年9月改定）に示された今後の特別支援教育推進のための施策の方向性を具現化する実行プランとして位置付けています。

また、今回の改定は、これまでの施策の評価等を行い、3つのビジョン、6つの施策の柱を継承しながら実行することとしています。

共生社会の形成を目指して、プランを効果的に推進するためには、県はもとより、県民をはじめ、市町村教育委員会、関係機関（医療、保健、福祉、労働等）等が連携し協力することが重要です。

※1 第二次宮崎県教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定したもの。平成23年6月に策定され、平成27年9月に改定された。

※2 エリアサポート体制

県内を保健福祉圏域で7つに分け、各エリアの実情に応じて特別支援教育の推進を図る体制

※3 障害者の権利に関する条約

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。国際人権法に基づく人権条約であり、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。日本政府の署名は、2007年9月、批准は2014年1月であった。

※4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行された。

※5 ユニバーサルデザイン2020行動計画

オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行することを目的として設置された関係閣僚会議において、平成29年2月に策定された行動計画

※6 策定委員会

本県における今後の特別支援教育の推進・充実の在り方に関する事項について幅広い視点から意見交換を行い、その在り方に関する提言を行うことを目的として、学識経験者や保護者代表、障がい者団体の代表等で構成された委員会

### 3 プランの期間

今回の改定は、本プランの後半5年間（平成30年度から平成34年度まで）における本県の特別支援教育を推進するための主な施策と方向性を示しています。

また、次回の改定は、今後の国の動向や本県における新たな課題、本プランの成果等の検証及び課題等について整理を行い、取組方針等を中心に示すこととします。

### 4 平成25年度から平成29年度までの取組

#### 1 施策の柱1 乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実

##### (1) 幼稚園等における支援体制づくりの推進

県内を障がい保健福祉圏域で7つにわけ、各エリアの実情に応じて特別支援教育の推進を図るエリアサポート体制（以下「エリアサポート体制」という。）の構築のために、各エリアにモデル園を指定し、特別支援学校や地域の医療・福祉等の関係機関と連携した支援体制のモデルづくりを推進しました。

モデル園が取り組んだ内容は、各エリアの研修会等で実践発表を行い、地域の早期支援体制の構築を図りました。各エリアの研修には、多くの保育士・幼稚園教諭等の参加があり、実践的な研修となりました。

表1 保育士・幼稚園教諭等のエリア研修の参加者数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数	108名	314名	352名	368名	177名

※ 平成25年度は3エリア、平成26年度以降は7エリアで開催

表2 保育士・幼稚園教諭等研修会（県教育委員会主催）の参加者数

	平成28年度	平成29年度
人数	183名	118名

※ 平成28年度は2会場（宮崎市、日向市）、平成29年度は1会場（都城市）で開催

## (2) 「相談支援ファイル」を活用した地域支援体制づくりの推進

本県が開催する市町村特別支援教育担当者や市町村就学指導研究協議会における説明、特別支援学校のチーフコーディネーター及びコーディネーター、小・中学校拠点校の担当者（エリアコーディネーター、通級拠点校通級指導担当者）（以下「エリアサポート推進担当者」という。）の重点的な取組として普及・活用を促進しました。平成 30 年 3 月現在、県内 10 市町村で活用されています。

## (3) 「個別の支援計画」の作成と活用の推進

エリアサポート推進担当者の重点的な取組として普及・活用を促進しました。特に、エリア研修において小学校就学前から高等学校卒業までの「個別の教育支援計画」の作成に関する演習等を積極的に行うことで、全ての校種において作成率が向上し、活用が広がりました。今後は、個別の教育支援計画等への「合理的配慮<sup>※7</sup>」の提供に関する記載等の活用が求められます。

## ※7 合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」の定義に照らし、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。具体的には、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設整備、移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置、点字・手話・デジタル教材等のコミュニケーション手段の確保などがある。

表 3 個別の教育支援計画の作成率（作成済みの学校数／学校数）

公立	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度
幼稚園	5.9%	20.0%	33.3%	33.3%
小学校	23.8%	35.4%	72.0%	80.1%
中学校	33.3%	32.4%	69.9%	86.8%
高等学校	20.0%	25.6%	35.9%	41.0%

※ 本県のエリアサポート体制は平成 25 年度から構築している。

## (4) 早期からの障がい理解促進のための「次世代ペアレント授業」の実施

全ての高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において、障がい理解のための授業を平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で実施しました。さらに、平成 28 年度から平成 30 年度までは、全ての学校が毎年実施しています。

## 施策の柱 2 チャレンジの意欲を形にする自立支援

### (1) 子どもの夢や希望を育てる早期からのキャリア教育の推進

特別支援学校では計画的なキャリア教育の推進のために、各学校でキャリア教育の計画を作成し、学校要覧に掲載するなどしています。

また、平成 25 年度から平成 27 年度までは、卒業後、社会人・職業人として自立していくことができるよう、商工会議所や企業、福祉、労働等の関係機関と連携し、「特別支援学校キャリア教育ネットワーク会議」を開催しました。その後、平成 28 年度からは「企業のための学校見学会」を開催し、連携を強化しています。

また、中学校の特別支援学級等に在籍する生徒が特別支援学校の実習等へ参加できるよう「特別支援学校作業学習体験会」を実施しました。

表 4 特別支援学校キャリア教育ネットワーク会議の開催数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
回数	8 回	8 回	8 回

表 5 中学校の特別支援学級に在籍する生徒の特別支援学校の実習等への参加者数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人数	19 名	10 名	19 名

### (2) 「技能検定」の導入による職業スキルを高める指導の充実

知的障がいの特別支援学校において、自立への意欲を高め、就労を支援するための「特別支援学校チャレンジ検定」を導入し、生徒に自らの職業スキルの到達度を確認させ、県下全域で実施しました。

また、特別支援学校の教職員を対象にした特別支援学校チャレンジ検定に係る指導者養成として、「作業学習指導者養成研修」を実施しました。

表 6 特別支援学校チャレンジ検定の実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～29 年度
メンテナンス	2 会場	4 会場	4 会場
喫茶・事務サービス		2 会場	4 会場
商品管理			2 会場

### (3) 「職業コース制」や ICT 機器の導入等による高等部生徒の多様化への対応

特別支援学校における「職業コース制」に関する協議は、平成 27 年度に「新たな特別支援学校づくり検討委員会」において、「高等部職業教育の充実」というテーマで協議を行い、提言がありました。

ICT 機器の活用については、平成 25 年度から平成 27 年度にタブレット型端末を 13 校に 134 台配付し、各学校の実態に応じた活用や研究を進めています。

### (4) 文化・芸術・スポーツ活動の推進

特別支援学校において、専門家の指導による「アート教室」、「音楽教室」、「スポーツ教室」など、27 講座の「よかよか（余暇）活動」を実施しました。また、県高等学校総合文化祭や高等学校総合体育大会、障がい者スポーツ大会等へ参加する生徒が増加しており、生涯学習にもつながっています。

### (5) 地域と連携した自立支援体制の充実

特別支援学校 5 校に自立支援推進員を 5 名配置し、生徒の就労や卒業後の生活支援に取り組みました。関係機関や福祉施設と連携が充実し、企業等への理解啓発や求人の開拓、産業現場等における実習の受入先が広がっています。

## 施策の柱 3 個性を輝かせる教育・支援システムの構築

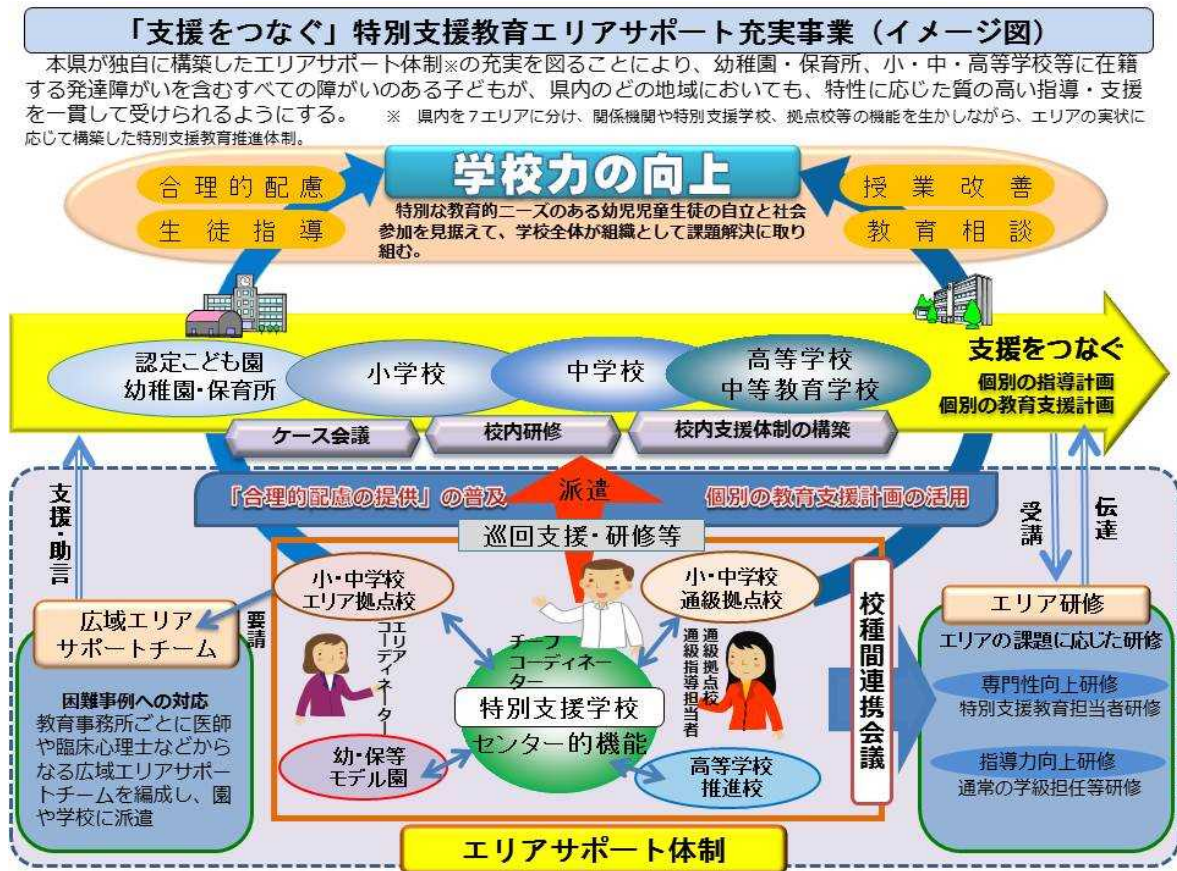
### (1) 地域の特別支援教育を支える「エリアサポート体制」の構築

平成 25 年度から本県独自の「エリアサポート体制」を構築し、その充実を図りました。エリアサポート推進担当者が巡回支援等を行い、各学校の特別支援教育の体制の構築のための助言を行えるようにしました。

また、小学校就学前教育・保育施設にモデル園、高等学校に推進校を指定し、園及び校内の支援体制等について研究し、エリアでの研修会等で実践発表をしました。

さらに、各エリアの課題に応じたエリア研修を充実させるとともに、エリア内の専門家や教職経験者など、地域の人的資源を活用した「広域エリアサポートチーム」による支援を行いました。

図1 「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート充実事業イメージ図（平成28年度）



(2) 小・中学校における校内支援体制の一層の充実

各エリアで行われる研修において、エリアサポート推進担当者が個別の教育支援計画等の作成・活用の実践発表等を積極的に行った結果、作成率が向上し、活用が広がりました。

(3) 中・高連携による進学支援体制の強化

特別な配慮を必要とする生徒の高等学校受検時や入学後に必要な支援が行われるよう公立高等学校の入学選抜実施要綱が見直されました。

また、対象となる生徒の受検について、生徒が在籍する中学校から受検を予定している高等学校に対して申し出る期限を設けるなど、連携体制の強化を図りました。

ア 高等学校入学者選抜における特別な配慮を要する受検者への対応

選抜検査の実施に当たって、特別な配慮を必要とする者について、志願先高等学校長は、事前に在籍中学校長から報告を受けた上で、当該中学校長と連絡をとるなどして状況を把握するとともに、県教育委員会と協議し、適当な措置をとることができる。

(入学者選抜実施要綱より抜粋)

イ 高等学校入学者選抜における特別な配慮を要する受検者への対応状況

実施年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請件数	7 件	8 件	8 件	14 件	19 件
対応件数	7 件	8 件	8 件	14 件	19 件

(4) 高等学校における発達障がい等に対応した支援体制の充実

高等学校の授業のユニバーサルデザイン化に向けて、教育研修センターが「高等学校における授業のアクセシブル・デザイン」として実践事例集をまとめ、校内研修や教科研修で活用するために高等学校等の全ての教職員に配付しました。また、各エリアの高等学校の推進校が活用事例の実践を発表するなど、その取組が広がりました。

(5) 理学療法士等の活用による特別支援学校の支援体制の充実

特別支援学校センター的機能充実事業において、理学療法士や言語聴覚士等の専門家（以下「専門家」という。）と特別支援学校の教職員が連携して指導が行えるようにし、多様化する生徒の実態に応じたきめ細かな指導・支援を行いました。また、特別支援学校のコーディネーターの巡回支援に専門家が同行し、小・中・高等学校の教職員に対して助言等を行う体制の充実を図りました。

表 7 専門家の派遣状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人数	118 件	117 件	92 件

(6) 障がいの多様化等に対応した特別支援学校の在り方の検討

学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 9 月）により、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みは、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、市町村教育委員会が障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

なお、特別支援学校の対象となる児童生徒等の障がいの程度は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に示されています。



## 施策の柱4 確かな成長と可能性を追求する専門性の育成

### (1) 特別支援教育推進のための管理職及び教員の基本研修の充実

本県では平成27年度から29年度の3年間で、おおむね全ての教職員が特別支援教育に関する研修を受講することを目指して、エリアサポート体制におけるエリア研修や教育研修センターによる各学校への研修サポート等の充実を図りました。

表8 平成27年度から平成29年度の公立学校の特別支援教育に関する研修受講状況

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	全体
教職員	73.7%	90.8%	79.0%	87.7%	86.5%
管理職	70.0%	96.5%	87.1%	89.4%	92.1%

※ 体制整備状況調査（平成29年9月1日現在）より算出

### (2) 発達障がい等に対応した支援の充実

小・中・高等学校に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特性に応じた効果的な指導ができるよう、エリアサポート体制の充実を図りました。特に、小・中学校の拠点校にエリアコーディネーターを配置し、各教科や校種、発達段階に応じた助言等が行えるようにしました。

また、特別支援学校のセンター的機能として、発達障がい等への支援に関する研修を実施しました。

表9 エリアコーディネーターの巡回相談件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	62件	463件	566件	405件	497件

### (3) 教職員の知識や技能に応じた研修システムの開発

小・中学校等の教職員が、必要な技能について自己評価し、チーフコーディネーター等による研修支援や各エリアでの研修会の開催など、研修の充実に努めてきました。

### (4) 「エリアサポートチーム」による特別支援学級等の支援の充実

エリアサポート推進担当者が、市町村教育委員会と連携しながら小・中学校の特別支援学級等を訪問し、学級経営や個別の教育支援計画等の作成に関する支援を行いました。

また、教育研修センターが特別支援学級担当者のために「特別支援学級担任のためのハンドブック」を作成し、配付しました。

#### (5) 特別支援学校の専門性を高めるための研究の推進

特別支援学校センター的機能充実事業において、全ての特別支援学校が外部専門家を活用した授業づくりの研修を実施しました。

### 施策の柱5 安らぎと創造性のある教育環境の実現

#### (1) 障がいに配慮した教育環境の計画的な整備

障がいのある子どもが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、バリアフリー環境の整備やスクールバスの整備等を行いました。

##### ア バリアフリー環境の整備

- |              |            |          |
|--------------|------------|----------|
| ○ 赤江まつばら支援学校 | スロープ設置（屋上） | ※ H26 年度 |
| ○ 日南くろしお支援学校 | エレベーター設置   | ※ H27 年度 |

##### イ スクールバスの更新

- 明星視覚支援学校（H26 年度）、延岡しろやま支援学校（H27 年度）

#### (2) 防災機能の強化

特別支援学校において、津波等を想定した緊急連絡体制として、各特別支援学校が防災メール等の活用を図りました。また、障がいのある人の避難所としての機能の充実や災害避難態勢の強化のため、市町村との連携により、特別支援学校に対する福祉避難所等の指定が進んでいます。

#### (3) 主体的な活動を支援するICT機器を活用した学習環境の整備

特別支援学校において、障がいの状態や特性に応じて主体的に情報を活用できるようタブレット型端末及び無線通信環境を整備し、障がい特性に応じた情報教育や児童生徒が主体的に活動するための環境を整備しました。

(4) 校内表示や授業のユニバーサルデザイン化等による教育環境づくり

エリアサポート体制における高等学校の推進校による取組をはじめ、校内研究等で主体的に取り組む学校が増えました。また、教育研修センターで実践事例集を作成・配布することで、合理的配慮の基礎となる環境整備につながりました。

(5) 巡回指導等による視覚障がい・聴覚障がいの地域支援の充実

地域の小・中学校に在籍する視覚障がいや聴覚障がいのある児童生徒が適切で専門的な指導や支援、教育相談を受けられるよう、特別支援学校のコーディネーターによる巡回指導等の体制を整備し、支援の充実を図りました。

**施策の柱6 県民みんなで支え合う共生社会の推進**

(1) 「共に生きるまちづくりギャラリー」等による啓発・広報活動の推進

平成25年度から平成27年度までは、特別支援学校が3年間に1回、幼児児童生徒の作品を一般の方に紹介する機会を設けました。さらに、平成28年度から平成30年度までは、全ての特別支援学校が地域の公民館や郵便局、商業施設等を活用しながら毎年実施しました。

(2) 様々な機会を生かした障がい理解啓発活動の推進

平成25年度から平成27年度までは特別支援学校が障がいに関する理解啓発フォーラムを実施しました。平成28年度からは特別支援教育フォーラムとしてパラリンピック出場選手による講話や高校生の「心のバリアフリー活動<sup>※8</sup>」の紹介など、障がいに関する理解啓発を図っています。

また、一般県民が「特別支援学校一日校長先生」として、特別支援学校の生活を体験するなどの取組を行いました。

ア 理解啓発フォーラムの参加者数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	164名	174名	101名	180名	118名

イ 特別支援学校一日校長先生を実施した学校数

年度	H25年度	H26年度	H27年度
件数	4校	4校	4校

### (3) 共に育つための早期からの障がい理解学習の推進

次世代を担う高校生を対象に次世代ペアレント授業や「心のバリアフリー活動」を実施し、障がいの理解のための学習を行いました。

### (4) 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進

小・中・高等学校等と特別支援学校との学校間交流において、児童生徒が交流内容を考え、進行や運営を行うなど、子どもが主体となる交流及び共同学習を実施しました。

また、特別支援学校高等部と高等学校の文化・芸術・スポーツを通じた交流及び共同学習において、共に活動するためのルールの改善や工夫を高校生が考案するなどの取組がありました。

#### 【参考】 交流及び共同学習の実施状況

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
交流校数	44 校	43 校	57 校	51 校	47 校	53 校

※ 平成 26 年度までは、「交流教育推進事業」のみで実施

※ 平成 27 年度から平成 29 年度までは、「交流教育推進事業」と「文化・芸術・スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」として実施

※ 平成 30 年度以降は、みやざき心のバリアフリー推進事業として実施

#### ※8 心のバリアフリー活動

高校生が主体となり、障がいのある方との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する取組の推進を図る。